

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（大型廃棄物保管庫第一棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年4月3日（金）13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
松井安全審査官、高木技術参与  
原子力規制部 専門検査部門  
宮崎上席原子力専門検査官  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、平成30年11月30日付けで申請のあった大型廃棄物保管庫第一棟の設置に係る申請について、本日付けにて補正申請があり、申請内容について以下のとおり説明があった。
  - 実施計画Ⅲ章について、以下の変更を行う。
    - ✓ 保安に関する職務に、大型廃棄物保管庫における放射性廃棄物の管理に関する業務を固体廃棄物グループに追加する。
    - ✓ 管理区域、管理対象区域を建屋内に設定する。
    - ✓ 放射性気体廃棄物の放出管理の箇所、大型廃棄物保管庫を追加し、放出管理を行う等。
  - 実施計画Ⅱ章について、各安全性の評価における条件にて不明確となっている評価項目があったため、評価条件を明確化したこと。
- 原子力規制庁は、補正申請書の添付資料-7に定める検査の確認事項に関する東京電力からの説明において、大型廃棄物保管庫に貯蔵する設備の外観確認時の判断基準「傷・へこみ・変形の異常がないこと」とは、傷、へこみ、変形以外にも当該設備の機能に鑑みて、機能を損なう影響のある異常があれば、判断基準を満たさないと解し、その他の外観確認箇所も含めて同様にこの考え方を適用していることを確認した。

#### 6. その他

資料：大型廃棄物保管庫の設置に係る実施計画の変更について